

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

国立公文書館	
分類	② 赤
配架番号	3 A
	14
	49-2

22-14

完結  
申付

昭和6年商局第367號

wsc  
22468

接受	昭和	年	月	日	接受ヨリ
起案	昭和	6年	西月	廿日	起案ノ日
施行	日	月	日	日	日

商政課長

商務局長  
貿易局長  
工務局長

第一部長  
第二部長  
第三部長

貿易課長  
工務課長

罐詰罐形統一及内容標準量制定ニ関スル件  
日本罐詰協會申越

供覽

商工省  
洋紙回請用紙

めくれず

「申越ノ要旨」

呈表ニ本會ニ於テ決議シテ 雜語雜型統一  
 並ニ内容標準單量ニ付テハ 其ノ一般普及方ニ關  
 シ農林、商工兩者ニ對シ 教也、交渉ヲ為シタル  
 結果 兩者ニ於テモ 其ノ實施ノ少要且有益ナル  
 ヲ認メ 遂ク 兩者次官ノ連名ヲ以テ 各地方長官  
 ニ對シ 甚ノ勵行方ニ關シ 通牒ヲ發セラル、コト、  
 ナリタルハ 誠ニ 喜ニ堪ハサル所ナルモ 本来此  
 ノ内題ハ 各業者自體ニ於テ 解決スベキモノ  
 ニシテ 既ニ 東京、大阪兩組合ノ如キハ 本年度  
 ヨリ之ヲ 實施シ、タル 次第ナリ

呈表ノ 業界百年ノ 大計ノ 為 呈表公正ニシテ

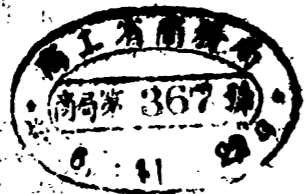
(天塚稿)

商 工 省

且合理的ナル 規定ヲ 完成シ 以テ之ヲ 即時 実行  
 移シ 業界ノ 福祉 増進ニ 資シ 之度 右経過報  
 告 貴々 得 貴 意 度

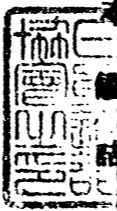
「意見」

本件ニ付テハ 呈表ニ 其ノ 実行 特 勵 方ニ 關シ  
 農林 商工 兩者 次官ノ 連名ヲ 以テ 各地方 長官  
 ニ 對シ 通牒 致 遣 ヲ タル 所ニシテ 且 臨 時 産 業  
 合 理 局 販 賣 管 理 委 員 會ニ 於テモ 商 工 兩  
 單 純 化 内 題ニ 關 聯シ 其ノ 實 施 方 法ニ 付 目 下  
 續 重 攻 究 中 ナル ヲ 以テ 本 件ニ 此 儘  
 供 高 取 見



川崎 信吉 秘書長 敬啟

法人



拜啓仕候  
陳者業界多年の懸案にして又苟も業界の進歩發展に思を致すものも永年の關心事たりし體製統一及内容標準量制定の件も昨年十一月に開催せられたる全國關係団体協議會に於て備極一致可決を見茲に十數年來の宿望達成の曙光を見得たるは御同慶の大第と存候

常協會に於ては直ちに前述協議會の附帶決議の履行に着手東京鐵詰同業組合代表者と共に農林、商工兩當局と數次の交渉を重ね又産業管理局販賣統制委員會に出席して委曲説明を試み爲めに兩省當局に於かれても一校の熱意を以て本問題の法令化に就き種々御配慮賜居候然し差當つては兩省次官通牒を全國府縣知事に送達極力勵行御勸奨有之事と決定最近日中に同通牒發送の事と報告接受致候

右述の如く附帶決議の實現即ち本件の法令化に向つて着々進捗懸在候事は誠に喜びに堪えざる處なるも願つて思ふに本問題の解決は業者自體進んで解決せしむべきに

めくれず



に遅延あるべき旨のものにては無之若し業者自体断然たる決意の下に挙つて実行に入らば法令の發布も其要を見ざるは敢て賛意を授けざる儀に可有之候又之れが実行一日早ければ一日の關利が業界は勿論の事一般消費者にも當らざる、事に有之候

東京。大阪兩組合に於ては既に定款變更を決議し本年度より実行に入り東京組合に於ては更に進んで一ヶ年の猶豫期間後に執る可き方針に就ても既に立案せられて極力實現に向つて諸準備取進められ居候

右様の實情に有之候間貴組合管下關係業者諸氏へも其旨御移報を得全業者協力一致願増進の爲め進展相試み申度希望してやまざる次第に有之候

尙本年二月京都糖菓製造協會主催の下に舉行せられたる全國糖菓製造協會々談に於ける菊及グリーンピースに關する兩側の修正決議に就いては第二回全國協談會に附屬可き問題と被存候其開催期日に關しては牛肉糖菓の内容量及價額につき成案を得たる上の事と御了知被下度候傳聞する處によれば目下監督官廳たる農林省畜産局と廣島商品検査所及其他關係府縣との間に打合進捗中との事に有之候故余り遠からざる内に最も合理的なる具体案を得て各位の御參集を願ふ進びと相成可く思惟仕候

願はくは業界百年の大計の爲め全糖菓に亘り最も公正なる又最も合理的なる規定を完成し得て之を即時實行に移し以て業界の繼續増進に資し度奉希望候

供覽

完結

寫

號

接受	昭和	年	月	日
起案	昭和	六年	四月	十六日
接受日	起案日	施行日	決判日	施行日
			六月	

商務局長

商政課長

商工省

洋紙回調用紙



に遅延あるべき等のものにては無之若し業者自体断然たる決意の下に挙つて実行に入らば法令の發布も其要を見ざるは敢て賛言を要せざる儀に可有之候又之れが実行に日早ければ一日の福利が業界は勿論の事一般消費者にも重らざる、事に有之候

東京 大阪兩組合に於ては既に定款變更を決議し本年度より実行に入り東京組合に於ては更に進んで一ヶ年の猶豫期間後に執る可き方針に就ても既に立案せられて極力實現に向つて諸準備取進められ居候

右様の實情に有之候間貴組合管下關係業者諸氏へも其旨御移報を得全業者協力一致福増進の爲め進展相試み申度希望してやまざる次第に有之候

尙本年二月京都總詰製造協會主催の下に舉行せられたる全國蔬菜總詰製造協會々談に於ける筈及グリーンピースに關する兩個の修正決議に就いては第二回全國協議會に附議可き問題と被存候其開催期日に關しては牛肉總詰の内容容量及罐型につき成案を得たる上の事と御了知被下度候傳聞する處によれば目下監督官廳たる農林省畜産局と廣島商品検査所及其他關係府縣との間に打合せ進捗中との事に有之候故余り遠からざる内に最も合理的なる具体案を得て各位の御答集を願ふ速びと相成可く思惟仕候

願はくは業界自年の大計の爲め全總詰に且り最も公正なる又最も合理的なる規定を完成し得て之を即時實行に移し以て業界の福利増進に資し度希望す



供覽

完結

寫

接受 昭和 年 月 日 接受  
 起案 昭和六年四月十六日 起案  
 施行 月 日 施行  
 商工省 商工部

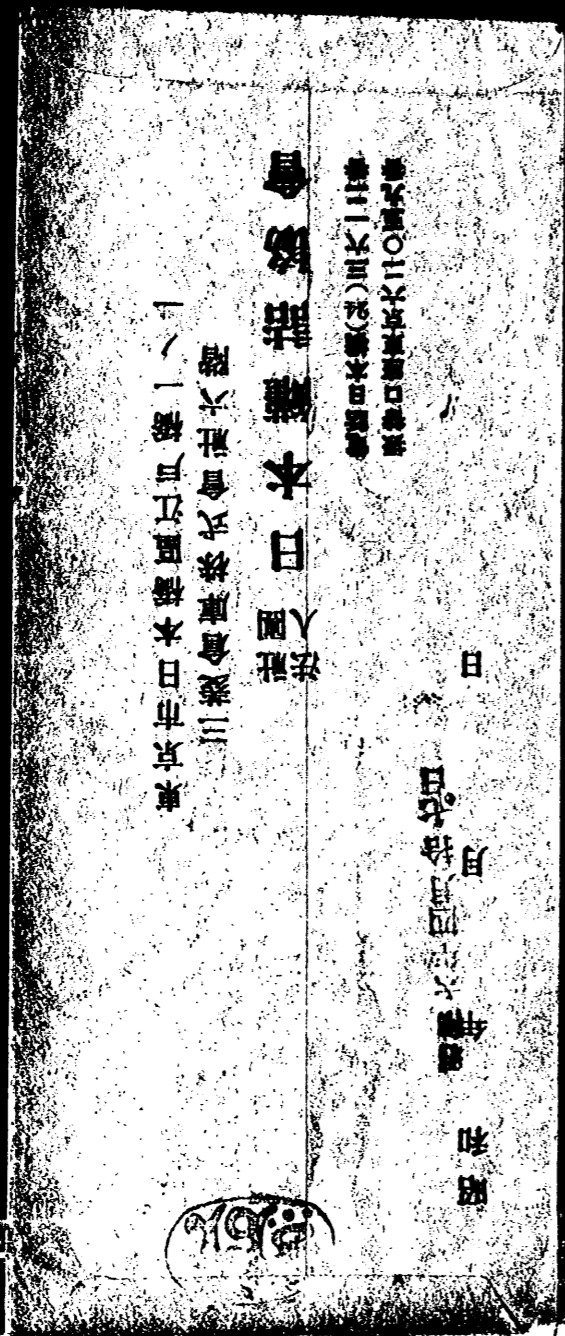
商務局長 商政課長

高橋正木様へ  
 貴工務  
 川久保工務局長様



在中物なし

在中物なし



供覧

完結

第 743 号

昭和 6 年

昭和

接受 昭和  
起案 昭和

罐詰内容



に遅延あるべき筈の  
らば法令の發布も其  
早ければ一日の福利  
東京 大阪兩組合に於  
ては更に進んで一ヶ年  
現に向つて諸準備取  
右様の實情に有之候間  
増進の爲め進展相  
尙本年二月京都總詰  
於ける筈及グリーンビ  
才可き問題と被存候  
る上の事と御了知被下  
商品検査所及其他  
最も合理的なる具体  
願は、は業界百年の  
成し得て之を即時實



に懸念あるべき旨のものにては無之若し業者自体断然たる決意の下に舉つて実行に入らば法令の發布も其要を見ざるは敢て賛賞を授けざるに可有之候又之れが実行一日早ければ一日の福利が業界は勿論の事一般消費者にも益らざる、事に有之候

東京。大阪兩組合に於ては既に定款變更を決議し本年度より実行に入り東京組合に於ては更に進んで一ヶ年の猶豫期間後に執る可き方針に就ても既に立案せられて極力實現に向つて諸準備取進められ居候

右様の實情に有之候間貴組合管下關係業者諸氏へも其旨御移報を得全業者協力一致願増進の爲め進展相試み申度希望してやまざる次第に有之候

尙本年二月京都織詰製造協會主催の下に舉行せられたる全國蔬菜織詰製造協會々談に於ける菊及グリーンピースに關する兩側の修正決議に就いては第二回全國協議會に附議す可き問題と被存候其開催期日に關しては牛肉織詰の内容量及織型につき成案を得たる上の事と判了知被下度候傳聞する處によれば目下監督官廳たる農林省畜産局と廣島商品検査所及其他關係府縣との間に打合進捗中との事に有之候故余り遠からざる内に最も合理的なる具体案を得て各位の御參集を願ふ進びと相成可く思惟仕候

願はくは業界百年の大計の爲め全織詰に亘り最も公正なる又最も合理的なる規定を完成し得て之を即時實行に移し以て業界の福祉増進に資し度奉希望候

供覽

完結

寫

昭和六年商第743號

接受	昭和六年	四月十六日	接受ヨリ	起案マテ	起案マテ	起案マテ
起案	昭和六年	四月十六日	起案マテ	起案マテ	起案マテ	起案マテ
施行	六月一日					
決定	六月一日					

商工省 洋紙回調用紙

商政課長

商務局長  
貿易局長  
貿易課長

工務局長  
産業課長  
市役所長  
文書課長

罐詰内容標準呈及罐型規格統一ニ關する陳情書





寫

完

罐詰内容標準量及罐型規格統一  
ニ關スル協議會決議事項

昭和六年五月二十三日

方農林省及西農省一連名ヲ以テ協議致度旨合議所  
 之類ニ上而經伺ノ上農林省及西農省ニ相成之旨所志ガ高臨付在  
 貴合議所販賣及現示多ク會ニ於テ之商ガ一層純化  
 二國解ニ他種商名ノ視較統一標單化問題ト共ニ在協議  
 事項ノ實行普及ノ最適切有效ト方估ニ商ニ目下價  
 格決定中トシテ於テ本件  
 一應此迄  
 借方覽

除請書ノ外罐詰内容標準量及罐型規格統一問題徑達ニ付者各

品名	罐型	三斤罐	一斤罐	十一オンス罐	半斤罐	一斤平罐	半斤平罐	斤四分罐	表示内容
鮭	鱒		一〇三八〇 三〇五			一〇三八〇 三〇五	五〇九〇 七〇五	二五九 三五五	全量
白魚			六二四〇〇 〇五	四一六〇 七〇五					全量
鮑			輕重 四〇五〇〇 〇五						全量
北寄貝						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
帆立貝						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
板貝						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
牡蠣						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
蛸						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
烏賊						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
蝦						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
毛蟹						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量
花子						六二六〇 三〇五	三三三〇 七〇五		固形量

一、魚介類水イロ下

水産罐詰最低標準内容固形量表



三、油漬並ニトマト漬

品名	罐型	肉		油		液		全
		注	量	注	量	注	量	
鯷	十三オンス罐	三〇・九	八三・二	一五・七	五三・五	二一・三	二〇・八	表
鰯	七オンス罐	一六・三	四三・五	三・五	九・四	二・七	一・八	
トマト漬	十三オンス罐	九・六	三三・〇	二・四	九・〇	二・四	九・〇	示
梅干	七オンス罐	二・四	九・〇	二・四	九・〇	二・四	九・〇	

農産罐詰最低内容固形量表

一、野菜類ポイルド

品名	罐型	内容固形量	表示スベキ内容固形量
筍	堅六斤罐	四一・七	四一・七
青豆	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
ストリンズ	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
人参	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
牛蒡	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
ふき	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇

二、漬物類、煮豆類並ニ野菜類味付

品名	罐型	内容固形量	表示スベキ内容固形量
葱	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
蓮根	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
松茸	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇
アスパラガス	堅三斤罐	一三・〇	一三・〇

品名	罐型	内容固形量	表示スベキ内容固形量
福神漬	堅三斤罐	九・〇	九・〇
粕入奈良漬	堅三斤罐	九・〇	九・〇
味淋漬	堅三斤罐	八・五	八・五
辛子漬	堅三斤罐	八・五	八・五
薬唐辛子	堅三斤罐	八・五	八・五
大豆	堅三斤罐	八・五	八・五
大豆	堅三斤罐	八・五	八・五

品名	罐型	内容量	表示量
鶏肉大和煮	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
鶏肉大和煮	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
豚肉大和煮	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
豚肉大和煮	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
スライスドハム	馬蹄罐	一七〇〇瓦(四八、七〇瓦)	一七〇〇瓦(四八、七〇瓦)

鳥獣肉製品

畜産罐詰最低内容固形量表

品名	罐型	内容量	表示量
きんとん	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
味噌類	縦一升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
シヤム類	縦一升罐	九八七〇瓦	九八七〇瓦
甘酒、汁粉	縦一升罐	二四〇〇瓦	二四〇〇瓦

四雑種類

品名	罐型	内容量	表示量
金柑、栗	縦一升罐	七二七〇瓦	七二七〇瓦
鳳梨	縦一升罐	八三三〇瓦	八三三〇瓦

品名	罐型	内容量	表示量
皮剥密柑	縦三升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
密柑(丸)	縦三升罐	七四七〇瓦	七四七〇瓦
丸杏、丸枇杷	縦三升罐	七二七〇瓦	七二七〇瓦
長柄付櫻桃	縦三升罐	六二七〇瓦	六二七〇瓦
割批、割杏	縦三升罐	六六七〇瓦	六六七〇瓦
櫻桃、割杏	縦三升罐	六六七〇瓦	六六七〇瓦
桃、かりん	縦三升罐	六六七〇瓦	六六七〇瓦
まるめろ	縦三升罐	六六七〇瓦	六六七〇瓦
割批、割杏	縦三升罐	六六七〇瓦	六六七〇瓦
丸杏、丸枇杷	縦三升罐	六二七〇瓦	六二七〇瓦
密柑(丸)	縦三升罐	五八七〇瓦	五八七〇瓦
皮剥密柑	縦三升罐	五二〇〇瓦	五二〇〇瓦

三、果實類(シラップ入)

品名	罐型	内容量	表示量
金時豆	縦三升罐	九三〇〇瓦	九三〇〇瓦
お多福豆	縦三升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
シユガールビース(無着色ビース)	縦三升罐	七四七〇瓦	七四七〇瓦
金平牛蒡	縦三升罐	七二七〇瓦	七二七〇瓦
味筒、及松茸	縦三升罐	七二七〇瓦	七二七〇瓦
焼松茸	縦三升罐	七二七〇瓦	七二七〇瓦
おでん、關東煮	縦三升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦
其他ノ煮込品	縦三升罐	八三〇〇瓦	八三〇〇瓦



同	牛	斤	長徑	一五六〇	短徑	三五〇〇
				三九八五		九二〇七
				二八八五		二一六三
				二七二五		五七二八
				一四五〇		三六二三
				一〇一五		九七一
				三〇三		二〇九
				三三		五五
				一〇		四

備考  
本協議會ニ於テ研究ヲ要スルモノトシテ保留トナシタル牛肉大和煮、特殊煮、牛肉野菜煮、なめこ等ノ罐詰ノ内容量ハ充分研究調査ノ上テノ協議會ニ於テ審議決定セントス  
調味付、罐櫻干及照燒罐詰ノ楕圓四分一斤罐、並ニ小鳥罐詰ノ内容量ノ決定ハ尙研究ヲ要スルモノト認メ之ガ設定ヲ後日ニ譲ルコト、セリ。  
特殊標準罐型表中ノ十三オンス罐ハ暫定的ノ意味ニテ之ヲ採用セリ。

附 帶 決 議  
一、本協議會ニ於テ可決々定セル標準内容量表ニ規定サレタル罐型數以上ニ各品種ニ於ケル使用罐型數ヲ増加セザルコト  
一、本協議會ニ於テ可決々定セル罐型ト雖モ類似セル罐型ハ將來生産數ノ少キモノヨリ之ヲ整理淘汰スルコト  
一、同一品種ノ容器トシテ紛ハシキ二種ノ罐型ヲ同時ニ使用セザルコト  
一、本協議會ノ決議ヲ各組合ヲシテ承認可決セシメ且ツ又關係團體一致協力シテ之ヲ全國的ニ強制スベキ法令ノ發布ヲ當局ニ  
請願スルコト

完 結

昭和 6 年 水 第 327 號

寫

商 工 省  
商(6.4.7-1)務  
1523

接受	昭和 年 月 日	接受ヨリ 起案マテ ノ日數	決判	四月 六 日
起案	昭和 六年 一月 三十 日		施行	月 日

水産局長  
農務局長  
畜産局長  
文書課長  
農林次官  
文書課長  
商工次官  
商務局長  
商政課長

工務局長  
貿易局長  
臨時産業令管理局

商 林 省  
洋紙回議用紙



罐詰内容標準量及罐型規格統一箇案件

首題一件、同之旨、十月三日、社団法人日本罐詰協会主催、別記実作者各地協議会申催致し、別紙甲号ノ旨、決議、上之カ實施方、同之別紙乙号ノ旨、陳情有之候、尤左ノ業、其多、年、懸、案、多、シ、所、以、由、案、極、メ、ラ、安、者、且、左、實、行、レ、現、下、ノ、新、業、ノ、狀、勢、ニ、徹、シ、最、之、緊、急、ヲ、要、ス、レ、ト、認、メ、ラ、レ、候、亦、尤、案、ニ、依、リ、拓、務、公、官、左、地、方、長、官、宛、依、頼、相、可、然、裁、仰、為、裁、

(大塚稿)

商 工 省

洋 塚 稿

案ノ一

年 月 日

農林次官

商工次官

拓務公官宛

件

名

罐詰内容標準量及罐型規格統一ノ件、以、多、ク、ノ、懸、案、ニ、有、之、候、尤、昭和五年十月三日、社団法人日本罐詰協会主催、同、旨、者、參、集、本、件、ニ、關、シ、協、議、ノ、結、果、別、冊、ノ、通、リ、議、決、有、之、候、尤、左、其、ノ、内、容、極、メ、ラ、安、方、ニ、有、之、且、フ、之、カ、實、行、ハ、罐、詰、業、ノ、合、規、化、ノ、爲、ニ、緊、要、事、項、ト、シ、テ、全、國、一、斉、ニ、實、行、ス、ル、ニ、非、ラ、ズ、シ、其、ノ、取、引、ノ、期、ニ、難、ク、被、認、ス、ル、之、カ、實、行、方、ニ、付、各、地、方、長、官、宛、天、々、申、達、矣、存、在、地、ニ、於、テ、モ、案、ニ、シ、テ、實、行、セ、ラ、

此、様右殖民地官廳へ可然御達相煩度此段及依  
頼多也

進而由地ニ於テ輸出罐頭検査機關ニ於テ本年四月日  
より實施スル下ニ相成居矣亦為念申上其高限付仰  
副物ニ別便ヲ以テ五ノ部送付致矣亦不足ノ部ハ  
農林相水産局迄必要部致御申越相煩度矣

商 工 省  
洋 貨 課

案ノ二

ノ年ノ月ノ日

農林 次官  
商工 次官

北海道廳 長官  
各府縣 知事 宛 送達

件 名

罐詰内容標準量並ニ罐型規格統一ノ件ニ多年ノ懸案  
ニ有之矣凡昭和五年十月五日社團法人日本罐詰協會  
主催ノ國貨者年集本件ニ関シ協議ノ結果別冊ノ通り  
議決有之矣凡左ノ其ノ内容極々ノ妥否ニ有之且之方實行  
ハ罐詰業ノ合理化ノ為ニ重要ノ事項ナリ之ヲ全國一齊ニ實  
行スルニ非ザレバ其ノ效果ヲ期シ難ク被認矣希貴管下関係

一向夫々御工障ノ上宜行方御奨勵相向云様特ニ御配  
 慮相煩度此段申進云也  
 追而輸去籍法検査将因ニ於テ本年四月一日ヨリ施行ス  
 ル下、相向居テ各地方廳直接籍法検査ヲ行フモノハ勿  
 論又組合其他ノ法人ヲ行フ輸去籍法以外ノ検査ニ付テモ  
 此際規程ヲ改メ可成連ニ實施セラル様御勸奨相向度  
 希望致ス尤モ既製出ニ限リテ年ノ猶豫ヲ置キトテ致  
 度尚添付印刷物ニ別便ヲ以テテ郵送付致ス事不足察  
 農林省水産局迄各都府縣中越相成度申進云

商 工 省  
 洋 紙

決議趣旨説明  
 罐型規格統一

罐型ノ可及的少數ナルノ商品ノ單地化ヲ計ルニ現下ノ罐  
 詰者ノ合理化セシムルニ於テ所要ノ事項ナリト認メ別冊  
 記載ノ違フ十種ノ定型ヲ基本標準定型トシ現狀特殊  
 ノ事情ニ在リテ十種ヲ特殊標準定型トス  
 而シテ其ノ定ノ所餘及大ナル名義ヲ示スモノハ先ノ下  
 右ノ決定ニ依リテ極力他種定型ノ減少ヲ計ルニ努メカス  
 云々ト

内容標準詳量

別表内容図形量表ニ定ル所ヲ其ノ品目其ノ定種ニ付テ  
 ル内容量標準詳量トシ其ノ品目下記載ノ定型以外ノ罐型

供覽

完結  
要再回

昭和七年商局第632號

昭和

接受	昭和	年	月	日
起案	昭和	七年	七月	二十日
接受ヨリ	起案マテ	ノ日數	日	
決判	施行	月	日	

商 工 省

洋紙回調用紙

商政課長

商務局長

工務局長

貿易局長

臨時産業合理化局

第一部長

第二部長

Various official seals and stamps, including dates like 7.15 and 7.16.

罐型並ニ内容量ニ関スル追加案提出ノ件

(日本罐詰協會 朱翰)

ヲ使用スルモノヲ極力排除シ一品種ニ対スル罐型ノ種類ヲ可  
及的僅クナラシムルニ向テ今由決定ノモノト雖モ今後逐  
次整理スルベシ  
新品種ノ製法ニ場合ニ其ノ新度慎重ニ研究ヲ行フ  
其レニ該者スルモノノ型及内容量ヲ決定ス

首標ノ件ニ関シ日本罐詰協會ヨリ左記要旨ヲ以テ別紙ノ通來翰アリタリ

要旨

曩ニ全國罐詰関係団体協議會ニ於テ決議セラレタル罐詰内容標準量及罐型規格統一ニ関スル事項ニ付テハ其ノ後各団体ヨリ追加提案アリタルヲ以テ協會側ニ於テ審議ノ結果新ニ別紙ノ通追加提案ヲ爲シタルニ付賛成賜度

(意見)

曩ニ全國罐詰関係団体協議會ニ於テ決議アリタル罐詰内容標準量及罐型規格統一ニ関スル事項ハ當局ニ於テモ斯業ノ改良發達ヲ圖ル爲テ適切ナルモゾ

(小松 啓)

